

と畜検査について

厚生労働省 健康・生活衛生局
食品監視安全課

【獣畜のとさつ又は解体の検査】(法第14条)

- ・都道府県知事の行う検査を経た獣畜以外の獣畜をとさつしてはならない
- ・とさつ後都道府県知事の行う検査を経た獣畜以外の獣畜を解体してはならない
- ・と畜場内で解体された獣畜の肉、内臓、血液、骨及び皮は、都道府県知事の行う検査を経た後でなければと畜場外に持ち出してはならない

【と畜検査員】(法第19条)

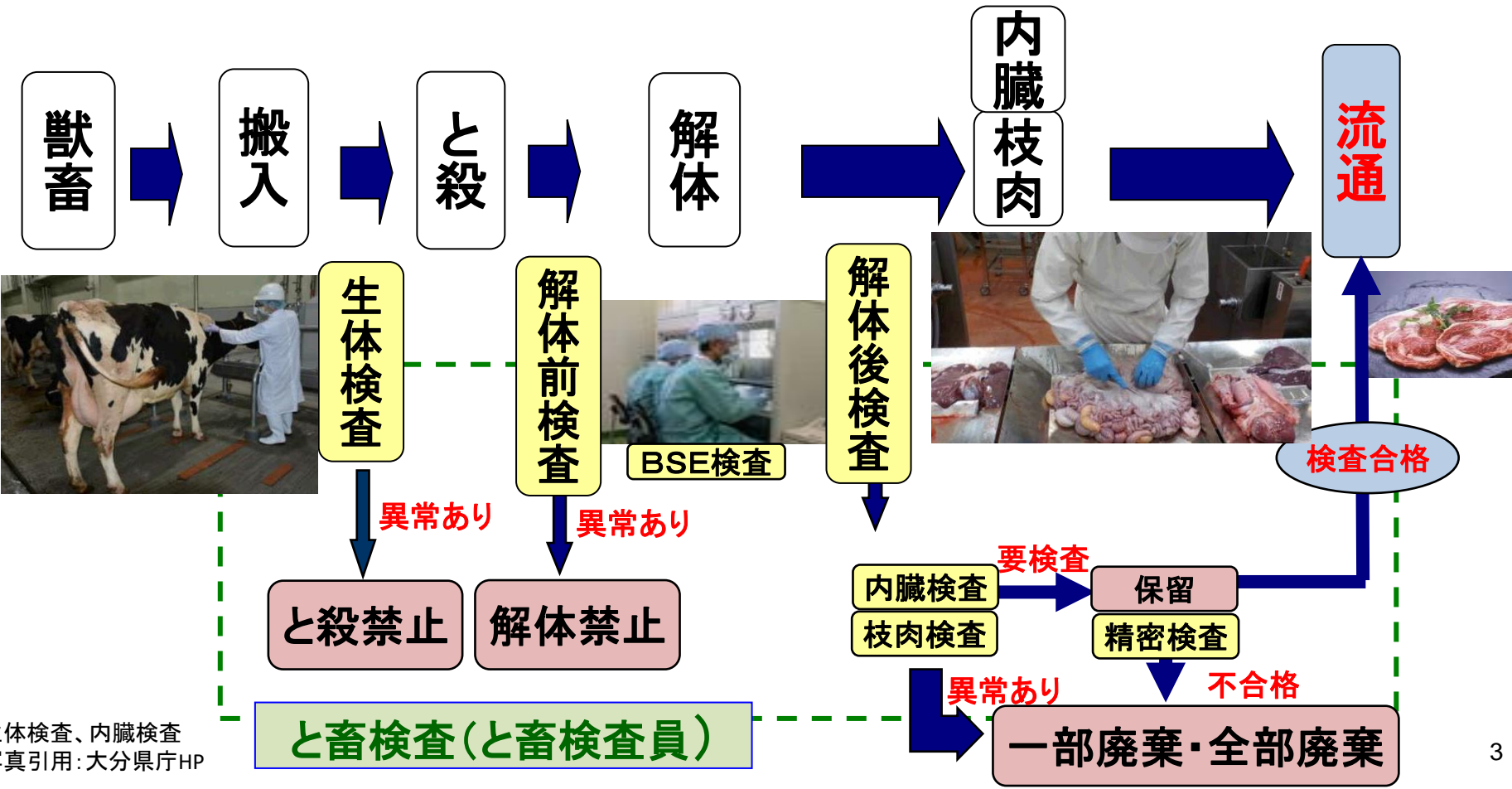
- ・第14条に規定する検査の事務に従事させ、並びに第16条及び第17条第1項に規定する当該職員の職務並びに食用に供するために行う獣畜の処理の適正の確保に関する指導の職務を行わせるため、都道府県知事は、当該都道府県の職員のうちからと畜検査員を命ずるものとする。

【と畜検査員の資格】(と畜場法施行令第10条)

- ・法第19条第1項に規定すると畜検査員は、獣医師でなければならない。

と畜検査員による獣畜(牛、豚等)の検査(と畜検査)について

検査は、生理学、解剖学、病理学、微生物学等獣医学の専門的見地から 獣医師(と畜検査員) が望診、触診等により行っている。



生体検査、内臓検査
写真引用: 大分県庁HP

都道府県知事が任命した都道府県職員であり獣医師である 必要性について

生体及びとたいを観察し、と畜処理の時間的制約の中で疾病・異常を迅速に(財産としての)食肉の適・不適を判断する必要がある。

そのため、前提として、牛や豚などの家畜の病理学、生理学、内科学、微生物学等の知識に精通している必要があり、獣医師国家試験に合格した専門家たる獣医師でなくてはならないと考える。

○と畜場で見られる疾病の例

豚丹毒



破傷風



牛伝染性リンパ腫



牛海綿状脳症(BSE)



写真引用

豚丹毒、炭疽、牛伝染性リンパ腫：農研機構HP

牛海綿状脳症(BSE)：英国動植物衛生庁HP

(と畜検査員が公的獣医師でない場合、、、)

・と畜検査に対する信頼性が損なわれる

→国内において、食肉に起因するリスク(食中毒等)の懸念

→海外においても、日本から輸出される食肉の安全性に対する懸念

「食鳥検査」と「と畜検査」の比較

	食鳥検査	と畜検査
動物の一般的な飼養期間	<ul style="list-style-type: none"> ・肉用若鶏で60日齢程度 →後天的要素の影響が比較的少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・牛:30か月齢程度、豚:6か月齢程度 →後天的要素の影響を受けやすい
搬入動物の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・1日に搬入される動物の生産農家が限定的な傾向 →疾病や異常の出現が類似しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・1日に搬入される動物の生産農家が多くなる傾向 →農家ごとに疾病や異常の出現が様々
検査方法や廃棄方法	<ul style="list-style-type: none"> ・望診、触診等 ・とたいの内外側面や内臓の状態を一度に確認可能 ・異常が確認されたとたい・部位を廃棄 →食用可の部分を切り分けることはあまり行われない 	<ul style="list-style-type: none"> ・望診、触診等 ・部位ごとに異常の有無を確認 ・確認された異常等を踏まえ、可能性のある疾病等を想定して検査 ・異常・疾病の種類により、一部廃棄または全部廃棄を判断 →一部廃棄の場合、病変部位を除去し、食用可の部分を切り分ける

検査方法・廃棄方法

<食鳥検査>

- ✓ とたいと内臓を一度に検査
- ✓ とたい表面、関節、翼、脚部、内臓(肝臓、脾臓、心臓及び腸管等)を確認

内臓摘出後検査



写真引用:茨城県庁HP

1羽単位の異常の有無を主体に迅速に判断

<と畜検査>

- ✓ 部位ごとに検査
- ✓ とたい表面、関節、頭部、各臓器、リンパ節、腺を必要に応じて切開しつつ確認

頭部検査



内臓検査



枝肉検査

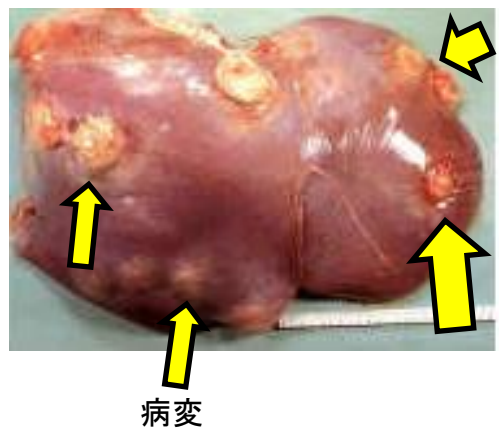


写真引用:大分県庁HP

異常等から可能性のある疾病等を想定して詳細に確認し、必要に応じて精密な検査を実施の上判断

と畜検査による廃棄例

牛の肝臓



- (例) 牛の肝臓に病変を発見
- ・どのような種類の病変か？
 - ・その病変を引き起こす疾病は何か？
 - ・筋肉や他臓器に病変が波及している可能性があるか？
 - ・鑑別すべき疾病等は何か？
 - ・精密検査を要するか？



と畜処理の時間的制約のある中で、総合的に判断し処分を決定

部分廃棄(臓器の病変部位)

部分廃棄(臓器全部)

全部廃棄

(参考) 食鳥検査法に基づく指定検査機関

【指定検査機関の指定】(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律)

第21条 都道府県知事は、その指定する者(以下「指定検査機関」という。)に、食鳥検査の全部又は一部を行わせることができる。

【指定検査機関に係る関連規定】

第26条 役員等の解任・選任の申請

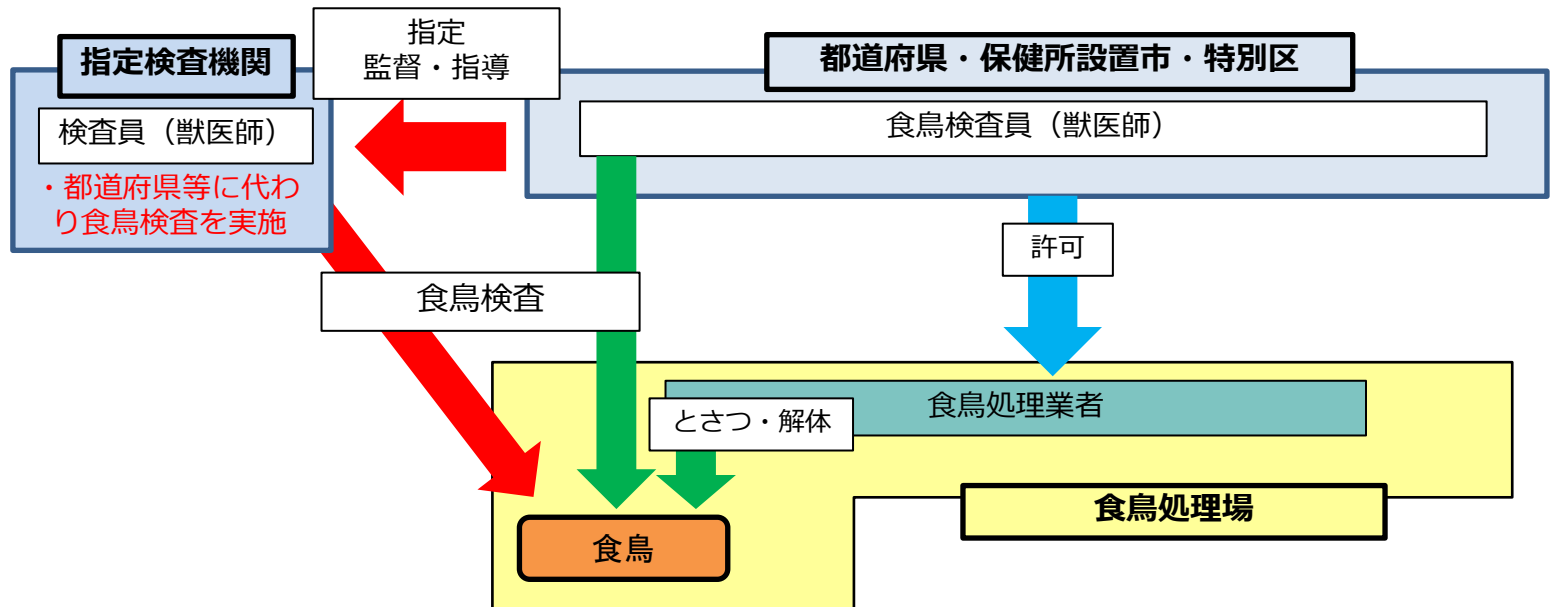
第28条 業務規定認可(変更)の申請

第29条 事業計画の認可(変更)の申請

第32条 業務の休廃止の許可

第33条 指定の取り消し

第35条 休止時等の都道府県知事による食鳥検査の業務の実施



※食鳥処理場のある都道府県・保健所設置市51自治体のうち、食鳥検査法に基づく指定検査機関は14自治体に設置(令和6年1月現在)